

平成 24 年 4 月 27 日

「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」の成立について

一般社団法人全国地方銀行協会
会 長 中 西 勝 則

本日、「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」(以下「改正法」)が成立いたしました。

改正法では、ゆうちょ銀行の新規業務規制について、株式の 1 / 2 以上を処分した後は届出制に移行し、その際は他の金融機関等との競争関係への配慮義務と郵政民営化委員会への通知義務が課されることとなりました。適正な競争関係が確保されるためには、新規業務の届出書上に、他の金融機関に対する影響がないことや、そのためにどのような措置を講じるか等を記載し、その上で公正・中立な郵政民営化委員会による総合的な検証が必要であると考えます。なお、郵政民営化委員会がこの検証を行う際には、私ども民間金融機関が事前に意見を申し述べる機会が必要です。

また、改正法において、金融 2 社の株式処分の期限が撤廃され、「その全部を処分することを目指し」、「できる限り早期に、処分する」との規定が盛り込まれました。この点について、届出制に移行した後は処分が進まないといった事態が生じることのないよう、日本郵政株式会社は金融 2 社の株式の全部処分に向けた具体的な取組み方針を示すとともに、政府と郵政民営化委員会がその履行状況を検証し、本規定の遵守を促すことを期待いたします。

加えて、預入限度額に関して、「当面は引き上げない」ことが国会の附帯決議に盛り込まれましたが、ゆうちょ銀行に暗黙の政府保証が付されたまま、預入限度額が引き上げられれば、規模の小さな金融機関や経済状況の弱い地域にとりわけ大きな影響を及ぼしかねず、地域における金融システムの安定を損なう懸念があります。政府関与が残る期間は、その限度額を引き上げるべきではありません。

併せて、金融のユニバーサルサービスについて、民間金融機関のない一部地域に金融の基礎的なサービスの提供を行う場合は、ニーズ、コスト、実務のフィージビリティも考慮し、公的関与のあり方や民間金融機関の活用を含め、どのような対応が可能かを慎重に検討する必要があると考えます。

改正法および衆参両議院での審議や附帯決議において、政府関与が残る間、適正な競争関係が確保されないまま民間金融機関の業務を圧迫することのないよう、適切な制度設計を図っていくことが確認されたものと理解しておりますが、かかる観点を踏まえて、今後、郵貯事業改革が進められることを強く希望いたします。

以 上